測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第１項の規定により、佐賀地方法務局長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和７年 12 月 26 日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

１　作業種類　公共測量（不動産登記法第 14 条第１項地図作成）

２　作業期間　令和７年 12 月 26 日から令和８年３月 31 日まで

３　作業地域　佐賀市水ケ江三丁目、四丁目及び六丁目